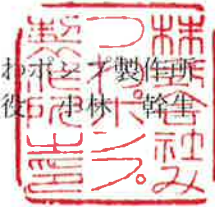


営発第 1401 号

平成 26 年 8 月 吉日

販売店各位

株式会社みつわポンプ製作所
代表取締役



電動機法規制に関する当社対応について

拝啓、残暑の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご高承の通り、電動機に関する国内法規制により、2015年4月1日以降、電動機メーカーはプレミアム高効率（IE3クラス）に適合したモーターの出荷が義務付けられております。これに先立ち、既に各メーカーからは現行モーター受注期限を9月末で打ち切るアナウンスが為されております。この法規制の適用範囲は一部の仕様（液中での使用、防爆形等）を除いて広範囲に亘っており、現在、当社製品に採用中のモーターは全て該当致します。当社としましては、法規制の主旨（省エネルギー化、CO2削減）に賛同し、速やかに法規制に準じた対応をさせて頂く所存です。

つきましては、今後の対応を下記のように実施致しますので、なにとぞ事情ご賢察のうえ、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

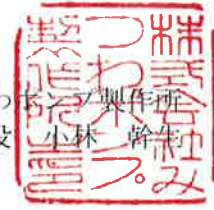
1. 対象品 : ポンプセット品（モーター一式品）、モーター単体
ただし、防爆仕様を除く
2. 内容 : 取扱モーターをIE3に変更
※中国等、独自の規制を持つ向け先は従来どおり、個別対応致します。
3. 変更時期 : 2014年10月1日以降受注分から
(お見積もり回答は2014年9月1日以降、IE3クラスを標準と致します)
4. 備考 : モーターメーカーの供給状態により、対応内容が
変更となる場合がございます。

以上

営発第 1402 号
平成 26 年 8 月吉日

販売店各位

株式会社みつわ
代表取締役



販売価格改定のお願い

拝啓、残暑の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご高承の通り、一昨年より続く円安の影響を受け海外調達資材のコストは高止まりの状態にあり、また、各エネルギーコスト高騰により全般的な生産コストの上昇が続いております。当社は2008年10月に製品及び部品の価格を改訂以来、生産の合理化、購買の見直しなど価格据え置きのための努力を今日まで重ねてまいりましたが、企業努力のみでは現状価格の維持が困難な状況に立ち至っております。更に、「営発第 1401 号」でご案内のとおり、電動機の高効率規制によるモーターコストの上昇も間近に控えており、当社としましては、不要な混乱を避ける為、これら諸要因を纏めて検討を重ねて参りました。

つきましては、身勝手な申し出で誠に恐縮ですが、製品および部品価格を下記のとおり改定させて頂きたく、なにとぞ事情ご賢察のうえ、ご了承賜りたくひとえにお願い申し上げます。

今後とも一層のサービス向上に努めさせていただきますので、相変わらぬご愛顧のほどお願いいたします。

敬具

記

1. 対象 : 当社提供の全製品（ポンプおよび部品）、修理サービス
2. 内容 : 各商品の価格は個別に回答致します。以下に該当するものは、特に価格上昇が大きくなります。
 - ① シールセルポンプ、スルーセルポンプ
 - ② 小口径サイズ
 - ③ 2P仕様（H仕様）
 - ④ モーター一式品

3. 変更時期 : 2014年10月1日以降受注分から
お見積もりは以下の日程から新価格にて回答致します。
ポンプ : 2014年9月1日以降
部品 : 2014年9月22日以降
(即納消耗部品はできる限り9月末まで現行
価格にて回答させていただきます)
修理品 : 2014年9月1日以降
(修理品に含まれる部品価格は、部品価格の
対処に準じます。
4. 備考 : モーターメーカーの供給状態により、対応内容が
変更となる場合がございます。

以上